所定疾患施設療養費

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所されている利用者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、肺炎や尿路感染症など所定の疾病を発症した場合における施設内での医療提供の対応について、以下のような算定要件を満たした場合にのみ評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、利用者様の健康及び安心安全に繋げていきたいと考えておりますので、厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表し、今後もホームページにて実施状況をご報告して参ります。

算定要件【厚生労働大臣が定める基準】

1．所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定するものであって、1月に連続しない1日を7回算定することは認められないものであること。

2．所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。

3．所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること。

- ・肺炎
- ・尿路感染症
- ・帯状疱疹
- ・蜂窩織炎　※令和3年4月より追加
- ・慢性心不全の増悪　※令和6年4月より追加

4．算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

5．請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

6．当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。
公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和8年度　所定疾患施設療養費に係る治療の実施状況について

疾患	検査	治療内容
肺炎	胸部CT、胸部X-P	セフトリアキソン+生食、ピペラシリンナトリウム+生食、タゾピペ+生食、 ソルラクト、ソルデム、セフカペンピボキシル、レボフロキサシン、クラリスロマイシン
尿路感染症	検尿、沈渣	レボフロキサシン、ピペラシリンナトリウム+生食、タゾピペ+生食、 セフトリアキソン+生食
帯状疱疹	デルマクイック検査	バラシクロビル、アラセナ軟膏
蜂窩織炎	採血	セフカペンピボキシル、アクチット、ソルラクト、ピペラシリンナトリウム+生食、 セフトリアキソン+生食、アモキシシリン、フロモックス
慢性心不全の増悪	胸部X-P、心エコー、心電図	カルベジロール、スピロノラクトン、アゾセミド、フロセミド

令和8年度	肺炎		尿路感染症		帯状疱疹		蜂窩織炎		慢性心不全の増悪		合計	
	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数	人数	日数
4月	1	7	4	19							5	26
5月	1	5	3	18			1	4			5	27
6月	5	26	2	8			2	8			9	42
7月	5	25	1	4							6	29
8月	2	14	2	10							4	24
9月												
10月												
11月												
12月												
1月												
2月												
3月												